

業務継続に関する基本方針

当社は、大規模自然災害等の危機事象が発生した場合においても公共的使命を有する銀行として顧客および取引先への影響を最小限にとどめて業務の継続を確保するため、本方針を定めます。

1. 危機事象発生時の対応

危機事象発生時は次の優先順位により対応することを原則とします。

- (1) 顧客、関係者、役職員の人命を最優先とした安全確保
- (2) 資産の保全
- (3) 優先する業務の早期復旧

2. 想定する危機事象

当社が想定する危機事象は、当社の施設・設備、システムまたは役職員等に甚大な被害を及ぼす可能性がある事象とします。

【危機事象の例】

- ・地震、風水害等の自然災害
- ・火災
- ・電力、通信等の社会インフラの停止
- ・テロ行為、サイバー攻撃(予告を含む)等の人為的災害
- ・システム障害
- ・感染症の流行

3. 優先する業務

危機事象発生時には、顧客および当社の財産の保全の観点から優先順位の高い業務に資源配分し、早期復旧または業務中断の影響軽減を図ることとします。

【優先順位が高い業務の例】

- ・資金・証券の決済(既約定取引分)
- ・金融事業者間取引(資金繰り)
- ・法令で義務付けられている顧客資産保全信託(顧客分別金信託等)にかかる一部解約
- ・預金にかかる引出

4. 平時における取組み

平時においては、重要度の高い優先する業務について危機事象発生時における早期復旧や継続を可能とするための取組みを進めます。

【取組みの例】

- ・業務継続に必要なマニュアルの整備
- ・出社要員の確保および育成
- ・システムの可用性確保
- ・業務継続拠点等との連絡手段の確保
- ・物資の備蓄
- ・訓練の実施

以 上